

しまぎんアプリからの口座開設申込みに係る特約

島根銀行

1 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「しまぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）からの申込みにより開設される株式会社島根銀行（以下「当行」といいます。）のしまぎんインターネット普通預金口座（かかる普通預金口座を以下総称して「本口座」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「しまぎんインターネット普通預金規定」の一部を構成するとともに、この特約に定めがない事項に関しては「しまぎんインターネット普通預金規定」が適用されるものとします。
また、この特約と「しまぎんインターネット普通預金規定」等に相違が生じる場合は、この特約が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「しまぎんインターネット普通預金規定」に従います。

2 口座の利用開始

- (1) 本口座は、当行が当行所定の口座開設手続きを完了後に送付する「キャッシュカード」をお客さまが受領した時から利用できます。
- (2) 前項に規定した各手続きが完了していない場合、当行はお客さまに通知することなく、口座開設手続きを中止し、または開設した本口座を解約できるものとします。

3 無通帳・印鑑登録

- (1) 本口座については、通帳の発行をおこないません。
- (2) 本口座については、印鑑の登録は必要ありません。ただし、以下の取引を行う場合は、当行本支店窓口にて印鑑を登録いただく必要があります。
 - ①通帳または証書類の発行を必要とする取引
 - ②印鑑の押印を必要とする融資取引、保険取引、窓口での入出金取引、依頼書による口座振替取引、その他当行所定の取引
 - ③法令等により印鑑の押印を必要とする取引
- (3) 本口座は、通帳を発行する口座への変更を行うことができます。

4 取引の停止・解約

- (1) 以下の場合、当行はお客さまに通知することなく、本口座の利用を停止し、または本口座を解約することができるものとします。
 - ①お客さまが本規定または「しまぎんインターネット普通預金規定」に違反するなど、本口座の利用の停止または本口座の解約を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ②住所または連絡先について虚偽または誤った申告がなされた場合、住所または連絡先の変更等の手続きが行われなかった場合等、当行においてお客さまの所在または連絡先が不明となったとき
 - ③不自然な入出金が行われた場合、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失が生じた場合等、本口座について不正使用のおそれがあると当行が判断したとき
- (2) 当行が本口座の利用を停止し、または本口座を解約したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

5 特約の変更

この特約は、当行の都合で任意に変更できるものとします。変更日および変更内容については、当行ホームページ等、当行所定の方法で告知するものとし、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

6 準拠法・管轄

この特約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この特約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店を所管する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上